

2010年4月9日

担当者：交告尚史

## 1. 戦後の環境問題と公害法の生成

### (1) 公害防止条例

戦後復興、工場再建、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行、朝鮮動乱特需。

東京都工場公害防止条例(1949)、大阪府事業所公害防止条例(1950)、神奈川県事業場  
公害防止条例(1951)

### (2) 浦安漁民騒動

本州製紙江戸川工場の汚水。魚介類の死滅。漁民の抗議行動。工場構内への闖入、座り込み。公害防止条例に基づく都知事の操業一部停止勧告。

### (3) 水質二法の制定(1958)

「公共用水域の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」  
水質二法の3つの限界 = 「産業の相互協和」条項、水域指定、濃度規制

### (4) 大気汚染公害とばい煙規制法の制定

石油コンビナート。四日市喘息。異臭魚問題。

ばい煙の排出の規制等に関する法律(1962)

ばい煙規制法の3つの限界

## 2. 公害対策基本法体系の制定

### (1) 公害対策基本法制定の経緯

四大公害（熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市喘息）

公害行政の総合的実施の必要性 公害対策基本法(1967)

### (2) 公害対策基本法のおもな内容

典型七公害 = 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭 + 土壌汚染  
環境基準、公害防止計画。

## 3. 公害規制法の制定と改正

### (1) 「公害国会」前

ばい煙規制法に代えて大気汚染防止法の制定(1968)

将来ばい煙発生施設の集合設置が確実な地域を指定地域に含める。

K値規制、特別排出基準、自動車排ガス規制に着手。

騒音規制法の制定(1968)

### (2) 「公害国会」(1970)

公害対策基本法の経済調和条項を削除。大気汚染防止法、騒音規制法の調和条項も削除。

土壌汚染を公害に加える。自然環境の保護を政府のなすべき施策に含める。  
水質二法に代えて水質汚濁防止法を制定。  
海洋汚染防止法、土壌汚染防止法、公害防止事業費事業者負担法、廃棄物処理法の制定。  
公害罪法の制定・・・ 両罰規定、因果関係の推定規定。

#### 4. 「公害国会」から数年後 総量規制の導入

#### 5. 環境庁（現在は環境省）の創設

##### (1) 組織の位置づけと欠陥

##### (2) 任務と権限

##### (3) 自然環境保全法の制定と公害・環境法の成立

環境庁の任務に自然保護が含まれる。

公害国会における自然公園法の改正。ただし、保護と利用の二重目的。

自然環境保全法の制定(1972) \* 世代を越えた継承

公害対策基本法と自然環境保全法の二本柱

#### 6. その後の立法状況

##### (1) 1980年代

湖沼法、瀬戸内法

##### (2) 1990年代

リサイクル法

環境基本法

非環境保護法に環境保護目的追加

##### (3) 2000年代

循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、フロン回収・破壊法、土壌汚染対策法

#### 予習・復習の手引き

何よりも教科書の第1章を読むこと。現在の制度でも、歴史の中に位置づけて理解することが大切です。そのことは新司法試験サンプル問題「環境法」の第2問を見れば分かります。国家賠償法に自信のある方は、水俣病関西訴訟上告審判決・最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁＝判時1876号3頁を読んで、事実関係が理解できるかどうか試してみてください。環境法を学習する意欲を高めるには、足尾鉍毒事件、水俣病事件および豊島産廃事件のいずれかに関する書物を1冊でよいから読んでご覧になるとよいと思います。たとえば、水俣病事件でしたら、原田正純『水俣病』（岩波新書）という本があります。詳細は相談に乗ります。

## 第2回 公害防止法制の基礎

2010年4月16日

担当者：交告尚史

### ・大気汚染

#### 1．大気汚染防止法の制定(1968)

##### ばい煙規制法との違い

自動車排ガスについて排出規制限度を設定。

予防的観点に立った地域指定が可能に。

硫酸酸化物に関してK値規制方式を採用。

特別排出基準 公害対策基本法に基づく環境基準

#### 2．公害国会における大気汚染防止法の改正

調和条項の排除。

条例による上乗せ規制、横出し規制を許容。

直罰制度の導入。

#### 3．現行法の仕組み

##### (1)環境基準

根拠 環境基本法 16条

法的性格：東京高判昭 62.12.24 環境法判例百選 10 事件

環境基準と排出基準の連動関係

##### (2)ばい煙に関する規制

ばい煙の定義（2条1項）

排出基準

一般排出基準（法3条1項） 特別排出基準（法3条3項） 施行規則7条、

上乗せ基準 都道府県条例

燃料使用規制（法15条、施行令9条+別表4）

総量規制

##### (3)粉じんに関する規制（法第2章の3）

(a)一般粉じんの規制 発生施設の規制

(b)特定粉じんの規制

\* 特定粉じん：施行令2条の4で石綿（アスベスト）のみ指定

アスベスト規制の充実

特定粉じん発生施設の規制（1989年年より）

オフィスビル、集合住宅等の建築物の解体作業における飛散防止対策（1996年年より）

工場プラントなどアスベスト使用工作物を規制対象に追加（2006年年より）

☞ 石綿健康被害被害救済法の成立と同時の改正

(4)有害大気汚染物質に関する規制（第2章の4）

1996年改正。ベンゼンやダイオキシンなど長期毒性を有する物質を有害大気汚染物質として規制。

(5)自動車排出ガスに関する規制

Cf. 東京大気汚染訴訟第1審判決・東京地判平成14年10月29日判時1885号23頁  
自動車NO<sub>x</sub>・PM法の平成19年改正による局地汚染対策と流入車対策の導入

(6)揮発性有機化合物(VOC)の規制等（第2章の2）

2004年法改正で追加。2006年5月25日までに政令で定める日から施行。

(7)無過失損害賠償責任（25条以下）

(8)大防法以外による規制

．水質汚濁

1．規制の仕組み

(1)規制の対象

工場・事業場からの排水、地下浸透および生活排水

(2)環境基準

健康項目（公共用水域全般）と生活環境項目（水域別）

1997年 地下水の水質汚濁に関する環境基準

(3)排水基準

特定施設 特定事業場 排水基準

健康項目に係る排水基準・・・特定事業場からの排水全般

生活環境項目に係る排水基準・・・裾きり

(4)総量規制

指定水域 瀬戸内海（瀬戸内法）、東京湾、伊勢湾

指定地域＝指定水域に流入する河川などの集水域

規制対象たる項目はCOD

(5)義務づけ

排水の排出の制限（12条） 直罰（31条1項1号）

総量規制基準の遵守義務（12条の2）

特定地下浸透水の浸透の制限（12条の3）

(6)特定施設の設置の届出（5条） \*事後変更命令付き届出制

2．執行の仕組み

常時監視（15条）

立入検査（22条） 立入検査拒否罪（33条4号）

排出者、浸透者の測定・記録義務（14条）

改善命令、排出一時停止命令（13条）

事故時の応急措置および届出の義務（14条の2）

地下水の水質浄化のための措置命令（14条の3）

### 3．生活排水対策 1990年法改正

都道府県知事による生活排水対策重点地域の指定 啓発、指導

### 4．そのほかの水質保全対策

瀬戸内法、湖沼法、水道水源法、水質保全事業促進法 + 条例

## 法改正の方向

### [ 大気汚染防止法 ]

ばい煙等の測定結果につき、記録の懈怠、虚偽記録、保存義務違反に対する罰則を創設する。

改善命令の発動要件を判定し易いものに変える（健康・生活環境への被害発生のおそれ 排出基準不適合ばい煙の継続排出のおそれ）

事業者に対し、現行法によるばい煙排出規制措置のほか、事業活動に伴うばい煙の排出状況を把握し、排出抑制に必要な措置を講ずる責務を課す。

### [ 水質汚濁防止法 ]

排出水の汚染状態等の測定結果につき、記録の懈怠、虚偽記録、保存義務違反に対する罰則を創設する。

汚水の流出事故による水環境の被害拡大を防止するため、汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加し、また事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが有害な物質を取り扱う事業者を追加する。

事業者に対し、現行法による排出水の排出規制措置のほか、事業活動に伴う汚水等の公共用水域への排出または地下への浸透の状況を把握し、汚濁防止に必要な措置を講ずる責務を課す。

### 予習・復習の手引き

教科書第11章の11-1、11-2、11-3をよく読んで下さい。ここでも、たとえば大気汚染防止法の度重なる改正をその時点の社会的背景に照らして理解するという態度が大切です。現行法の理解としては、まずは環境基準と排出（排水）基準の関係をしっかり理解しましょう。事業者や国民に特定の行為（作為、不作為）をどのようにして義務付けているか、またどのようにして義務を果たさせようとしているかという視点も重要です。

## 第3回 環境アセスメント

2010年4月23日

担当者：交告尚史

### 1. 環境アセスメントとは？

#### (1) 2つの考え方

合理的な意思決定の手段

事業実施を前提とした影響調査

#### (2) 事業アセスから計画アセスへ

### 2. アセスの制度化の歴史

アメリカ：NEPAの成立(1969)

日本：自治体が先行。川崎市(1976)、東京都、神奈川県、横浜市ほかが条例制定。その他の自治体は要綱で実施。

国レベルでは、

1981年法案成立せず、1983年廃案。

1984年 要綱として閣議決定。「環境影響評価の実施について」

1993年 環境基本法の推進規定(20条)

中央環境審議会 1997.2.10 答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」

環境影響評価法(1997.6 公布、1999.6 施行)

### 3. 環境影響評価法の内容

#### (1) 対象事業

規模

第1種事業：必ずアセスを実施

第2種事業：スクリーニング = 「判定」(法2条3項および4条)

第2種事業はスクリーニングを受ける前のもののみを指す。スクリーニングを受けて本法の対象とされたものは対象事業となる。

事業の種類・・・2条2項1号イ～ワ

国との関係・・・2条2項2号イ～ホ

類型 環境影響評価の結果を反映させる方途

イ 許認可事業 許認可

ロ 国の補助金 補助金交付決定

ハ 国が出資している特殊法人 特殊法人の監督

ニ 国の直轄事業 国の自律

ホ 国の直轄事業で許認可事業

\* 許認可所管の大臣よりも当該事業について環境配慮に関する知見を有する大臣がいる場合に、指針作成等に際してその大臣を関与させることを想定した規定。

(2) 評価対象項目

(a) 環境影響評価項目（「基本的事項」別表）

環境要素の区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質
		騒音
		振動
		悪臭
		その他
	水環境	水質
		底質
		地下水
		その他
	土壌環境・その他の環境	地形・地質
		地盤
		土壌
		その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	
	動物	
	生態系	
人と自然との豊かな触れ合い	景観	
	触れ合い活動の場	
環境への負荷	廃棄物等	
	温室効果ガス等	

(b) スコーピング

「方法書」の作成における調査項目の絞り込み（5条1項4号）

意見の聴取

(c) 不確実性の評価

事業者による予測の手法の選定に当たっての留意事項が環境影響評価項目等選定指

針において定められるが、そのなかに次の事項が定められる（法 14 条 1 項 7 号 + 「基本的事項」[ 環境省告示 ] 第二、五(2)キ）

予測の不確実性の検討：科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとする。

(3)実施時期

方法書の段階で意見を聴くようにしたが、基本的に事業アセスメント。

(4)代替案

- ・当該措置を講ずるに至った検討の状況（14 条 1 項 7 号ロ）
- ・環境保全措置（14 条 1 項 7 号ロ本文）  
環境保全措置の検討に当たっての原則
- ・複数案（14 条 1 項 7 号ロ括弧内）

(5)関係地域（15 条）

アセス法では、事業者が判断する。書類を送付する市町村の範囲、縦覧や説明会の場  
所について、この概念が決め手となる。

(6)環境影響評価の許認可への反映 横断条項（33 条以下）

(7)住民参加 アセス法は住民に限られない情報提供型参加

(8)フォローアップ

- ・事業の目的、内容の変更に際しては、アセスを再実施（31 条 2 項）
- ・事後調査の可能性（14 条 1 項 7 号ハ、「基本的事項」第三、二(6)）  
不確実性
- ・特別な事情によるアセスの再実施（32 条）  
長期間の未着手

(9)条例との関係（61 条）

環境影響評価法の施行について（環企評平 10.1.23 都道府県知事・政令市長宛環境庁企画  
調整局長通知）

法 61 条 1 号について

第 2 種事業はスクリーニング前の概念。アセスの必要なしとされた事業について、  
条例でアセスの手続を定めることは可能。

- a. 法律の対象種以外の事業への横出し
- b. 法律の第 2 種事業規模に満たない事業への裾出し
- c. 法律 4 条の判定の結果、対象事業とならなかった事業

法 61 条 2 号について

対象事業について、条例によって法律の規定に反しない限りにおいて、地方公共団  
体における手続を規定すること（たとえば、地方公共団体の意見の形成に当たって  
公聴会、審査会を開催すること）は可能。

法律で定められた手続を変更し、または手続の進行を妨げるような形で事業者



務を課すこと（たとえば、事業者に対して公聴会への出席など説明会以外の方法によって準備書を周知する義務を課すること、見解書を縦覧し住民等の意見を求める義務を課すること等）は不可。

#### 法改正の方向

補助金適正化法関係で対象事業の範囲を拡大する。

第一種事業を行おうとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならないこととする。

方法書段階における事業者の説明会の開催を義務化する。

環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

評価項目の選定段階で環境大臣が技術的見地から意見を述べるができるようにする。

政令で定める市について、市長から事業者に直接意見を述べられるようにする。

事業着手後の環境保全措置の実施状況について公表することを義務づける。

#### 予習・復習の手引き

教科書は第9章です。序の部分に書いてある総論的記述をおろそかにしてはいけません。アメリカの国家環境政策法(NEPA)などというのも基礎知識として記憶に留めて下さい。学習のコツは何と言っても環境影響評価法をよく読むことです。ポイントになる事項は、教科書 225 頁に書いてある(a)から(h)までの8項目です。224 頁のフローチャートを眺めながら、該当箇所を読んで下さい。フローチャートは一度で記憶しようとしなくて、必要に応じて何度も見返すのがよいのです。スクリーニング、スコーピング、ミティゲーションというような語をきちんと説明できるようにしましょう。それぞれの語が環境影響評価法ではどのように表現されているか、注意深く法律を読んで下さい。教科書 229 頁に「複数案」、「代替案」という太文字が見えますが、ここら辺りはとても大切です。

## 第4回 廃棄物処理の法制度

2010年4月30日

担当者：交告尚史

### 1. 法律の目的

廃棄物の排出抑制（1997改正）＋生活環境の保全＋公衆衛生の向上

### 2. 廃棄物概念（2条）

廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

### 3. 廃棄物概念の客観化に向けて

(1) 通達による主観的解釈

(2) 豊島産廃事件（2000年6月6日公害委調停成立）

(3) 廃棄物概念を客観化した立法例

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法：平4法108）

ドイツの循環経済廃棄物法(1994)

(4) おから産廃事件（最決平成11年3月10日判時1672号156頁）

(5) 廃タイヤの処理に関する通達

(6) 循環型社会形成推進基本法の「廃棄物等」の概念

(7) 廃棄物処理法の改正・・・立入検査等の要件

### 4. 国内処理等の原則（2条の2）

### 5. 国民および事業者の責務

(1) 国民の責務（2条の3）

(2) 事業者の責務（3条）

・製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性を事前に評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行う。

・製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供する。

### 6. 市町村、都道府県、国の役割分担（4条）

□2003年改正：国の関与の強化

産業廃棄物に関し、環境大臣に報告聴取または立入検査の権限。

国は広域的な見地から地方公共団体の事務について調整を行う。

都道府県の産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう職員派遣等の措置。

## 7．基本方針と計画

(1)基本方針（5条の2） 2000年改正で導入

(2)計画

## 8．一般廃棄物の処理

(1)市町村の責任（6条の2 第1項）

市町村は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、かつ処分（再生を含む）する。

\* 自区内処理の原則と区域外処理の場合の「排出者責任」

（福井の処分場の破綻に伴う後始末の費用負担 2008.3.3 朝日新聞）

(2)政令による基準の設定（6条の2 第2項）

一般廃棄物処理基準および委託基準

特別管理一般廃棄物処理基準と委託基準

(3)□2003年改正：事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等（6条の2、第6項、第7項）

(4)適正処理困難一般廃棄物（6条の3）

(5)一般廃棄物処理業の許可（7条）

・計画許可

□2003年改正

特に悪質な廃棄物処理業者について許可の取消しを義務化（7条の4）

許可の取消し逃れ（自主廃業の届出）対策（7条5項4号ホ）

(7)一般廃棄物処理施設の許可（8条）

## 9．産業廃棄物の処理

(1)責任の所在

(2)事業者による処理のあり方

(a)自己処理の場合・・・産業廃棄物処理基準

(b)委託の場合

(c)マニフェスト制度 1991年改正で導入

(3)産業廃棄物処理業の許可（14条）

・許可要件としての暴力団排除（14条5項2号ロ）

□2003年改正：取消しの義務化と取消し逃れ対策

(4)産廃処理施設の許可をめぐる諸問題 背景としてのNIMBY

(a)施設設置許可（15条）の仕組み \* 1997年法改正

都道府県知事の許可

生活環境影響調査（ミアセス）の結果記載書類の添付（3項）

申請書等の縦覧（４項）

市町村長の意見の聴取（５項）

利害関係者の意見書提出（６項）

許可基準（１５条の２第１項）

専門的知識を有する者の意見の聴取（１５条の２第３項）

(b)住民投票への動き

岐阜県御嵩町事件を嚆矢とする動き

\* 全面和解が成立（２００８．３．２７ 朝日新聞）

寿和工業が処分場許可申請を取り下げ

(c)千葉県海上町事件

厚生大臣の審査請求認容裁決により業者有利に逆転

どんでん返しの取消判決・千葉地判平成 19 年 8 月 21 日判時 2004 号 62 頁

ポイント： 住民の原告適格 経理的基礎と行訴法 10 条 1 項

(d)施設設置許可と効果裁量の否定

釧路産廃事件

札幌地判平成 9 年 2 月 13 日判タ 936 号 257 頁

不許可の理由：周辺住民の同意がない。地元市と公害防止協定を締結していない。

住居専用地域で高校に隣接している。

判旨「本来は自由であるはずの財産権の行使を公共の福祉の観点から・・・」

周辺配慮要件の射程

1997 年法改正による 15 条の 2 第 1 項 2 の追加

(e)市町村の防衛策・・・水道水源保護条例の制定

長島町事件・最判平成 16 年 12 月 24 日判時 1882 号 3 頁

## 法改正の方向

1．排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化

産業廃棄物につき、事業所外保管の事前届出制度を設ける。

建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化する。

不適正に処理された廃棄物を発見した土地所有者等に通報努力義務を課す。

従業員等が不法投棄を行った場合における法人に対する罰金を、1 億円以下から 3 億円以下に引き上げる。

2．廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

都道府県知事による定期検査を受けることを事業者にも義務づける。

設置許可を取り消された者にその維持管理を義務づける等の措置を講ずる。

### 3 . 廃棄物処理業の優良化の推進

優良事業者について、許可更新期間の特例を設ける。

廃棄物処理法特に悪質な場合を除いて連鎖的取消しが行われないように法規定を改める。

### 4 . 排出抑制の徹底

産業廃棄物の大量排出事業者に対する減量等計画の作成・提出義務を担保する規定を設ける。

### 5 . 適正な循環的利用の確保

業者に処理を委託する者でも廃棄物を輸入できるようにする。

### 6 . 焼却時の熱利用の促進

廃棄物の焼却時に熱回収を行う者について都道府県知事が認定を行う制度を設ける。

#### 予習・復習の手引き

教科書は12章の12-1と12-2です。廃棄物処理の話はリサイクルの話と切り離せませんが、ここでは廃棄物処理のみを扱います。しかし、それでもずいぶん内容が豊かですので、消化不良になりがちです。廃棄物概念の客観化、処理業の規制、処理施設の規制および廃棄物の投棄禁止といったところに焦点を当てたいと思います。廃棄物処理に関しては、いろいろな形の訴訟が起きます。行政法の側からは、処理施設の設置許可処分の取消訴訟がまず頭に浮かびます。周辺住民等の原告適格が問題になります。民事では、産廃処分場の建設あるいは操業の差止訴訟です。教科書395頁辺りに判例が引用されていますが、そうした引用を無駄にしないことです。環境法判例百選の廃棄物・廃棄物処理施設の章には一応目を通しておくとよいでしょう。

2010 年 6 月 18 日

担当者：交告尚史

・ 生物多様性保全と法制度の概観

1 . 国際法の展開

(1)人間環境宣言（1972 年 6 月 国連人間環境会議）

(2)環境と開発に関するリオ宣言（1992 年 6 月 環境と開発に関する国連会議）

⇨ 生物の多様性に関する条約（1992 年採択、1993 年発効）

2 . 生物多様性保全の基盤を成す国内立法の史的素描

(1)自然環境保全法（1972 年）

(a)制定の経緯

公害国会において政府が自然保護が重要施策であるとの認識を示す。

1971 年環境庁設置。1972 年ストックホルムにて人間環境会議。

(b)自然環境保全基本方針

「人間活動も、・・・微妙な系を乱さないことを基本条件としてこれを営むという考え方のもとに・・・」

(c)財産権の尊重・他の公益との調整（3 条）

(d)基礎調査（4 条）～緑の国勢調査～

昭和 48 年よりほぼ 5 年ごとに実施。現在、基礎調査と生物多様性調査の二本立て。

(2)環境基本法（1993 年）

(a)生態系の観念

「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。」

(b)自然環境の保全の在り方（14 条）

自然的構成要素の保持 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保 人と自然の触れ合い

(c)環境基本計画（15 条）

第三次環境基本計画（平成 18.4.7.閣議決定）「環境から拓く新たなゆたかさへの道」

☞ 第二部第 1 章第 6 節 生物多様性保全のための取組

(3)生物多様性国家戦略（1995 年） \* 生物多様性条約 6 条(A)条を受けたもの

新・生物多様性国家戦略（2002年）

第1の危機、第2の危機、第3の危機 化学物質に関する法制の変化

第3次生物多様性国家戦略（2007年11月27日閣議決定）

「100年計画」 第4の危機 地球温暖化による危機

(4)環境影響評価法（1997年）

(5)海洋基本法（2007年） 海洋基本計画

(6)生物多様性基本法（2008年6月6日法58号）

(a)生態系の定義と意義（前文）

注目すべき観点：自然史、地域性、気候変動

(b)法律の目的（1条）

担い手として「民間の団体」の意識的取り込み 協力義務（7条2項）

(c)用語の定義（2条）

多様性・・・様々な生態系の存在、種間および種内に様々な差異が存在すること  
持続可能な利用・・・長期的な減少をもたらさない方法

(d)基本原則（3条）

地域の自然的社会的条件に応じた保全  
生態系への影響の回避・最小化の原則  
予防的な取組方法、順応的な取組方法  
長期的な観点からの保全・再生の努力  
持続可能な利用による地球温暖化防止

(e)政府の措置義務（8条）・・・法制、財政、税制、その他

(f)施策の有機的な連携（9条）

(g)生物多様性戦略

生物多様性国家戦略（11条）・・・国の基本的な計画、閣議決定

**生物多様性国家戦略2010**

2010年3月16日閣議決定

計画間関係（12条）

- ・生物多様性国家戦略は環境基本計画を基本として策定する。
- ・他の国の計画は、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とする。

生物多様性地域戦略（13条）・・・都道府県および市町村が策定（共同策定もあり）

(h)基本的施策

国の施策の例

地域の生物の多様性の保全（14条）

野生生物の種の多様性の保全（15条）

外来生物等による被害の防止（16条）

地球温暖化の防止に資する施策の推進（20条）

多様な主体の連携、協働、自発的な活動の促進（21条）

計画アセスの推進（25条）

・ 代表的な法律の仕組みと問題点

## 1. 自然公園法

(1) 法律の目的

(2) 第2次地方分権改革と地方環境事務所のあり方

経済財政諮問会議の試行分類と環境省の意見

(3) 指定（5条） \* 地域制公園、公用制限公園 営造物公園

国立公園 国定公園 都道府県立自然公園

(4) 公園計画、公園事業（7、8、9条）

□ 2002年改正

公園管理団体制度の創設（37条以下）

風景地保護協定制度の創設（31条以下） 二次自然の保全

(5) 指定地域と行為規制

公園計画の意義 = 地域指定の基礎

特別地域（13条）

・ 3種に区分（施行規則9条の2）

・ 地域内で禁止される行為 許可制

・ 工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物・土石の採取 etc.

□ 2002年改正 指定物の集積、指定動物の捕獲を追加

\* 2006年 指定動物の指定：ウミガメ3種、蝶類3種、トンボ類3種

特別保護地区（14条）

・ 指定の場所・・・特別地域内に指定

・ 行為規制のポリシー

人為的な現状変更を行わない。

・ 行為規制の内容

特別地域で禁止される行為に加えて、

木竹の損傷、木竹の植栽、家畜の放牧、火入れ・たき火、木竹以外の植物の

採取・損傷、落葉・落枝の採取、動物の捕獲・殺傷&動物の卵の採取・損傷。

・ 平成2年法改正による乗入れ規制

スノーモービル、オフロード車、モーターボート等の乗入れによる植生、野生動

植物の生息・生育環境への被害を防止する。

・ 2002年法改正

□ 指定区域内への指定期間内の立入り規制



□行為規制が政令で定められることとされた。(14条3項10号)

・2005年施行令改正

法14条3項10号の「政令で定める行為」は、次に掲げるものとする(18条)。

- ・木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと
- ・動物を放つこと(家畜の放牧は従来から禁止)

特別保護地区では、動植物の放出は一切禁止

海中公園地区(24条)

普通地域(26条)

特別地域・海中公園地区以外の区域。開発行為は届出制。ただし、行為の禁止、制限、必要な措置の実施を命ずることができる。

(6)自然公園制度の問題点

景観中心主義・・・指定の段階、管理の段階で、生態学的観点が尊重されない。

地域制・・・産業活動等による土地利用との調整が困難。

OVER USE・・・適正収容力の判定とそれに基づく管理が必要だが地域制の制約あり。

□利用調整地区(15条)・・・立入りの人数の調整

2. 自然環境保全法

(1)自然公園法の制度との違い

制度の目的の違い。ただし、血統主義。

(2)原生自然環境保全地域(第3章)

人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している一定規模以上の区域。指定し得るのは国・公有地のみ。立入制限地区の指定が可能(19条)。

(3)自然環境保全地域(第4章)

保全対象に着眼した指定要件(22条1項)。私有地の指定も可能だが実際には笹が峰1か所のみ。

(4)都道府県自然環境保全地域(第6章)

3. 野生動植物保護の制度の総合的考察

(1)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(a)法律の目的(1条)

(b)希少野性動植物保存基本方針(6条)

(c)鍵概念(4条)

希少野性動植物種 = 国内希少野性動植物種 + 国際希少野性動植物種 + 緊急指定種  
特定国内希少野性動植物種・・・商業的に個体の繁殖をさせることができるもの  
緊急指定種(5条) 指定期間は3年を超えることができない。

(d)規制の内容

捕獲等の禁止（9条） 譲渡し等の禁止（12条） 輸出入の禁止（15条1項） 違法輸入者に対する措置命令（16条）

生息地保護区（36条以下）

土地所有者との調整が必要なためなかなか指定できず、指定できても十分な広さの管理地を確保することが困難。

管理地区（37条）・・・ 保存のため特に必要のある区域

立入制限地区（38条）・・・ 土地所有者または占有者の同意が必要。

監視地区（39条）・・・ 管理地区以外。37条4項 ~ について届出

現状回復・措置命令（40条）

保護増殖事業（45条以下）

#### 4．森林保護の制度

##### (1)保護林制度

##### (2)森林法の制度

保安林

林地開発許可・・・ 地域森林計画の対象になっている民有林における開発行為の許可

#### 予習・復習の手引き

まず、生物多様性という概念に注目して下さい。2008年に生物多様性基本法が制定されました。そして、2010年には生物多様性に関する国際会議が名古屋で開催される予定です。しばらく、このテーマから目が離せません。それで、レジュメの最初で、生物多様性に関する法制度の発展についてまとめてみました。

それ以下の学習事項については、教科書の13章をご覧下さい。13-1と13-2が中心です。13-3も私個人は大好きなテーマですが、ここまでやる余裕はないかもしれません。自然保護の分野もずいぶん学ぶことが多いので、消化不良になりがちです。まずは自然公園法と自然環境保全法の地域・地区の制度をしっかりと理解するようにしましょう。とくに自然公園法の国立公園の制度が基本中の基本です。平成14年に大きな改正がありましたので、その意義（生態系の重視）を踏まえつつ、具体的な仕組みを理解するように努めて下さい。